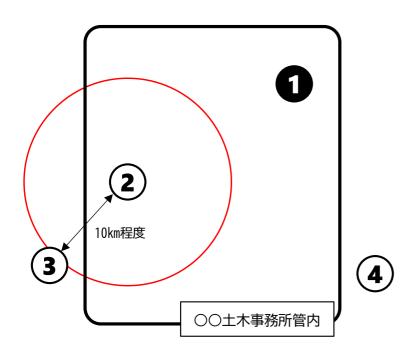
専任主任技術者の兼任 距離要件イメージ

【凡例】

●:令和5年度災害復旧工事

②~④:通常工事

例1:令和5年度災害復旧工事を含む場合



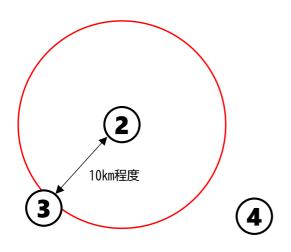
【123の兼任】

●と②は同一土木事務所管内、②と③ は10km程度の近接した場所にあるため すべて兼任可能。

【①②④の兼任】

④は、管外で、近接した場所にないた め、兼任不可。

例2:令和5年度災害復旧工事を含まない場合



【②③の兼任】

②③は10km程度の近接した場所にある ため兼任可能。(一体性若しくは連続 性が認められる又は施工にあたり相互 に調整を要する場合に限る。)

【②④の兼任、または③④の兼任】 ④は②③どちらの工事からも近接した 場所にないため、兼任不可。